

「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」のご案内

皆様が日頃使用されている移動式クレーンは重量物を取り扱う機械であるため、いったん災害が発生すると人的及び物的にも大きな事故につながってきます。そのため移動式クレーンは危険な機械として、その製造段階から使用廃止に至るまで厳しく規制されており、その中で 2 年以内毎に 1 回の性能検査に加え、1 年以内毎に 1 回(年次検査)、1 ヶ月毎に 1 回(月次検査)の定期自主検査が義務づけられております。

厚生労働省においては、その定期自主検査が適切に実施されるよう昭和 56 年 12 月に「移動式クレーン定期自主検査指針」を公表しており、同指針によると、事業者は定期自主検査を行う者に対し安全衛生教育(移動式クレーン定期自主検査者安全教育)を実施するよう示されております。

今回、当支部では、同指針により「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」を別紙のとおり実施することにしております。



受講ご希望の方は、下記の要領でお申し込みください。

また、一般社団法人日本クレーン協会においては、年次検査を行なったことを示すためのステッカーを販売しておりますが、その際には定期自主検査が適切に実施されるよう、「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」修了者の有無を確認させて頂いております。

記

【日 時】 日程はホームページ上でご確認下さい。 9:00 ～ 17:00

【会 場】 一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部 学科教室棟
中頭郡中城村屋宜 64-8

【定 員】 50 名(定員になり次第締め切ります)

【受講料等】 受講料→12,000 円 テキスト代→2,420 円

【申込方法】 別紙申請書に必要事項を記入し、写真 1 葉(縦 4 cm横 3 cm)を添えて、お申込み下さい。申込後に当方から請求書発行(郵送 か FAX)致しますので、ご確認後にお振込み下さい。

【振 込 先】 沖縄銀行 牧港支店 (普) 1225837

シヤ) ニホンクレーンキョウカイ オキナワケンシブ

(一社) 日本クレーン協会 沖縄県支部

※お振込手数料は、受講者負担となっております。

※受付後、取消しの申し出があっても受講料等は原則としてお返し致しません。

【お問い合わせ先】 一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部

〒901-2405 沖縄県中頭郡中城村屋宜 64-8

TEL 098(942)3001 FAX 098(942)3002